



遺族基礎年金は 父子家庭にも支給されます

今月は、母子家庭だけでなく
父子家庭も支給対象となった
遺族基礎年金について説明します。

答える人
先生
社会保険労務士

聞く人
順子
48歳(4月に父子家庭となった弟(45歳)と甥(14歳)の心配をしている)

順子 義妹はずっと会社勤めをしていましたが、病氣療養のため退職して弟の健康保険の扶養に入り、国民年金の第3号被保険者になっていました。
先生 その状況で今年の4月に亡くなったのですか。
順子 弟は妻を亡くしたショックに加え、長い間共働きでやってきた家庭の今後も不安そうです。
先生 平成26年4月から父子家庭も遺族基礎年金の対象になりました。今年4月以降に妻が死亡した場合の父子家庭の夫が支給対象で、子どもが18歳年度末までが支給対象期間です。
順子 父子家庭の子どもは、遺族基礎年金の支給対象にならないのですか？

先生 お子さんも遺族基礎年金の対象になりますが、父親と生計を同一にしていると、支給が止まります。
順子 厚生年金に長く加入していた妻が亡くなったとき、遺族厚生年金はどうなりますか？
先生 妻の死亡時に夫が55歳未満だと、夫は支給対象になりませんが、お子さんが18歳年度末までなら、お子さんが遺族厚生年金の支給対象になります。
順子 そうすると、子どもが高校を卒業するまで、子どもには遺族厚生年金、夫には遺族基礎年金が支給されるのですか。弟も少しは安心するでしょう。

子どもがいる場合に 支給される遺族基礎年金

支給対象者

改正前 ▶ 子のある妻、または子
改正後 ▶ 子のある妻または夫、または子
※子に対する遺族基礎年金は、生計を同一にしている父または母が存在する間は、支給停止となる。

支給対象となる子

18歳になって最初の年度末までの子(障害のある子は20歳到達日までの子)。

亡くなった人・遺族の要件

亡くなった人は、年金制度の加入要件や保険料の納付要件を満たすこと。遺族は、亡くなった人との生計維持関係があったこと(収入要件)など。

遺族基礎年金の支給対象は、拡大？ 縮小？

こんな政令案が
検討されていた！

当初、平成26年4月1日に改正法が施行されるにあたり、亡くなった妻または夫が第3号被保険者だった場合は遺族基礎年金の対象外とする政令(閣議で決定されるもの)が出される予定でした。

もしも政令案どおりになっていたら……？

ケースその①

病氣療養で会社を退職し妻の扶養に入った夫(国民年金の第3号被保険者)、会社員の妻(社会保険加入)、高校卒業前の子どもがいる家族で、夫が第3号被保険者期間中に死亡したケース。

従来は子どもが高校を卒業するまで妻が遺族基礎年金の支給対象だが、「亡くなった夫が第3号被保険者」という理由で、妻は遺族基礎年金を受けられなくなってしまう。

ケースその②

会社員の夫(社会保険加入)、パートで働く妻(国民年金の第3号被保険者)、高校卒業前の子どもがいる家族で、妻が病氣により死亡したケース。

この場合は父子家庭にあたるが、「亡くなった妻が第3号被保険者」という理由で、夫は遺族基礎年金を受けられなくなってしまう。

国民年金の第3号被保険者は、厚生年金(第2号被保険者)に加入する夫(妻)に扶養されている妻(夫)ですが、パート収入等で家計を支えているケースもあります。また、**死亡時に第3号被保険者であっても、夫婦の働き方や収入のバランスはさまざまなケースがあります。**

こうした状況を踏まえて、厚生労働省の「国民参加の場」へ多くの反対意見が提出されました。

「国民参加の場」とは？

厚生労働省のホームページでは、「パブリックコメント」や「国民の皆様の声」を通じて、広く国民から意見を募集しています。「パブリックコメント」は、国の行政機関が政策を実施していくうえで定める政令等に対して、あらかじめ案を公表し、国民から意見を募集する制度、「国民の皆様の声」は、よりよい厚生労働行政を行っていくために、制度改善についての意見等をインターネットから送信できる仕組みです。

この結果、従来どおり第3号被保険者が死亡した場合も、**遺族基礎年金の対象とすることとなりました。**

TOPICS

児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

児童扶養手当(以下「手当」)は、父母の離婚や死亡等による「ひとり親家庭等」の子どもの生活の安定等のために支給される手当です。現在は、遺族年金等を受けられる場合は、手当が年金額より多くても手当は支給されません。これを見直すための改正法律案が平成26年2月に国会へ提出されています。法律が成立すると、手当が年金より多い場合は、手当との差額が支給されるようになります。

横山 玲子
社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
http://www.r-yokoyama-office.jp/
Twitterアカウント @mayokor